

情報通信審議会情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会
安全・信頼性検討作業班（第16回）議事要旨

1 日時

平成21年6月2日（火）14時00分～15時10分

2 場所

総務省 第1会議室（10階）

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

小松 尚久（主任）、麻田 千秋、大嶋 光一、岡田 利幸、雄川 一彦、
喜多 裕彦、木村 孝、齋木 齊、佐田 昌博、菅波 一成、高橋 元一、
高村 幸二、武内 達也、對馬 義行、萩原 隆幸、
原井 洋明（代理：神谷 正人）、別所 直哉（代理：小柳 輝）、松本 隆、
三膳 孝通、持麿 裕之、柚江 政志、吉田 光男（代理：茶谷 尚土）

（2）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

田原 電気通信技術システム課長、片桐 安全・信頼性対策室長、
山下 課長補佐、畠山 安全・信頼性対策係長

4 議事

【品質の低下（データ伝送役務）】

- 事務局より、「品質の低下についての考え方（データ伝送役務）」（資料安作16-1）に基づき説明し討議を行った。異論・意見は無く、資料のとおり了解された。

【事業者間の責任の整理について】

- 事務局より、「中継系事業者における重大な事故への該当の可否について」（資料安作16-2）に基づき説明し、討議を行った。
- 1ページ目の「中継系事業者における重大な事故についての考え方」についての、主な討議内容は以下のとおり。
 - ・ 参考安作16-3のフローチャートと照らし合わせた場合、フローチャートのステップ1が考え方の（1）に、ステップ2・3が（2）に、フローチャートで不明の場合が（3）に該当し、これは総務省にて判断するという事。
 - ・ 前回の議論を反映しており、この考え方で結構。制度化にあたっては、総務省と事業者で相談しながら進めていきたい。
 - ・ 考え方の（1）については、影響利用者数の把握が難しい現状であるので、（2）で確認可能ということだと認識している。中継系とする範囲等の詳細については、今後、ガイドラインを作成していく中で精査が必要である。また、現用のネットワーク構成等は容易には変更できないことから、本案の考えかたを適用した場合の影響等について、十分検討する必要がある。

- ・ 当社は（１）の加入系事業者を通じて数えることができるので、異論はない。
 - ・ 中継事業者に対して検討を行っているが、逆に、中継系が加入系の回線を用いている時に加入系で設備障害が起きた場合は、加入系に対して同様の措置を取るという理解でよいか。
 - ・ 制度化に当たっての対象範囲に絡むところだが、現時点で明確なものではなく、制度化に向けて意見を集約していきたい。
 - ・ 今回の議論の対象として、そのような場合も含まれていると解してよいか。
 - ・ 現時点で排除しておらず、制度化に向けて必要な意見をいただきながら、整理を考えていきたい。
 - ・ 中継系が中継系を借りている場合等もあり、対象範囲を具体的にしていくため、今後も議論をお願いする。
 - ・ 骨子案では中継系としているのは、設備構成等が事業者によって異なることから、本作業班では方向性を決め、個別の議論まで踏み込んでいないため。重大事故の報告対象を明確化していく必要があり、中継系が電気通信サービスをエンドユーザに直接提供しない場合でも、電気通信サービスをエンドユーザに直接提供することが明確なものに中継系が設備を提供している場合について、基本的な場合として考えているもの。加入系が冗長構成をとっているかどうかという点についても、事業用電気通信設備規則における冗長化の義務等とも合わせて考えていきたい。
 - ・ 本作業班での検討は、重大な事故を減らすための取り組みの一環と認識しており、賛同はするが、重大な事故の認識が違う懸念がある。また、詳細なガイドラインを詰めることが、そもそもできるのか不安な点もある。まずはガイドラインの議論をして、その上で方向性を示すという進め方かどうか。
 - ・ 方向性をどこまで決めるかが重要である。中継系について、利用者側から見たときに、事業者の役務としてどこまで責任を持つかについて、作業班としての方向性は一致させたい。基本的な方向性を示した上で、具体的なところはガイドラインになるのではないか。ガイドライン策定の際に留意すべき点についても意見として出してもらい、最終的に報告書にとりまとめられれば良い。
 - ・ 考え方の（３）の帯域幅についても、今後検討ということで良いか。
 - ・ 基本的には現行の 2Gbps となると思うが、必要に応じて見直しを図っていくことが適当と考える。
 - ・ 基本的な考え方に一定の理解を得られたようであり、意見については報告書へ反映した上で、作業班の意見としてまとめていきたい。
- ２ページ目の「加入系事業者の冗長化設備構成の考え方」についての、主な討議内容は以下のとおり。
- ・ 今回の議論の対象は、具体的な例を書きすぎると発散するので、中継系に対する加入系の冗長化という点に絞っているという理解でよいか。
 - ・ 冗長系という語を入れたのは、前回議論のあった、中継系の事故に起因して加入系が重大な事故を起こした場合に、加入系の冗長構成等に関わらず一律に中継系を重大な事故とするのかという点について、法令で予備機器の設置が定められている部分を怠った場合まで、中継系が重大な事故報告を行うことまでは必要ない

のではないかという議論を踏まえたもの。

- ・ 今回の議論は、中継と加入に限定した話と捉えてよいのか。それとも、ISPやアクセス系までも広げればきりがないので、とりあえず限定しているのか。
- ・ 現時点では特段、限定はしていない。主たる場合として考えているもの。
- ・ 案2について、冗長が義務づけられているのは音声伝送役務に限るはずだが、その点を追記できないか。また、ISPはフレッツ網から見れば中継系だが、バックボーンを調達している点から見れば加入系となり、整理は難しいところ。
- ・ データ系の扱いについては検討したい。音声の中継系事業者であっても、利用者に直接サービスを提供していて加入系と見ることができるときもあり、加入系と中継系の両面がある事業者については、その両面を考えることになるのかと思う。
- ・ 重大な事故報告は非常に重い報告であり、案2に賛同する。案2であれば、中継系の事故を減らすという意味でも、任意ではあるが積極的に協力することができる。ガイドライン策定に当たっては、真の重大事故のみが対象としてあぶりだせるように、十分な検討をお願いしたい。
- ・ 加入系が重大な事故でも、必ずしも中継系を重大な事故とするわけではない、案2に賛同する。中継系で品質の低下が起きた時に加入系で検出して迂回することが可能なのかという点や、影響数の把握がどこまでできるかという点等については、今後の検討課題だと認識しており、議論していきたい。
- ・ 案2に賛同する。案1に「…重大な事故報告書に同旨を記述してもらい…」とあるが、そういったことは報告書に記載しにくい。
- ・ 案2に賛同する。中継系が事故を起こした際に、任意で再発防止を図るということ自体は既に現状行っており、特段の問題は生じないのではないかと。
- ・ 案2ということで了解いただけただけであり、意見については報告書へ反映した上で、作業班の意見としてまとめていきたい。

【作業班報告書骨子（案）とりまとめ】

- 事務局より、「安全・信頼性検討作業班報告書骨子（案）」（資料安作16-3）に基づき説明し、討議を行った。意見のあった項目及びその内容は以下のとおり。
- 電子メールサービスについて
 - ・ 大量送信メール等の扱いについて、特定電子メール法第11条に基づくということで正当業務行為と記載しているかと思うが、11条以外の正当業務行為として違法性が阻却される場合以外に、利用者の同意を得て行っている場合等についても、同様に対象外と考えて良いのか。それとも11条により違法性が阻却される場合に限るのか。
 - ・ 同意に基づくもの等の扱いについては、センシティブな話でもあり、担当の課と相談した上で後日回答したい。
- 事故発生時の利用者保護について、事故発生後のフォローアップ等について
 - ・ 総論的にはこの方向で良く、各論的な検討が必要な旨も留意点に書かれており、良いかと思う。
 - ・ 総論的にはこの通りだが、利用者等への周知・情報提供に関するガイドラインについて、ガイドラインにした事項が細かくなりすぎないように留意してほしい。

周知・広報については各社とも広報担当との調整が必要なはずで、方向性を共有しながら、自主的な取り組みを行うことが望ましい。

- ・ 留意点に「設備・運用部門と広報や利用者対応等の他部門との連携」とあるが、利用者の視点が重要ということで、これが目的の一つでありその点は理解してほしい。
- ・ その点は理解しているが、周知・広報媒体等について、この場で事細かに決めることがないようにしてほしい。
- ・ 事故発生後のフォローアップについて、総論は結構だが、ノウハウの部分についてはこれを総務省以外に見せるという点について好ましくないのではないかと。委員会への守秘義務を課しても心配な点もある。具体化に際して、例えば委員会に出す情報については事前に事業者で確認する等の対応を取り入れて欲しい。
- ・ 留意点の「開示データの事前チェックを十分に行う」という部分がその趣旨である。
- ・ 広報手段については既に各社で努力している。ガイドラインで詳細に縛られれば、各社のホームページ構造が違うため、逆に利用者にとって複雑なものとなりかねないため、考慮が必要である。
- ・ フォローアップについても、各社の設備構成等は異なっており、事故によっては自社に参考とならない場合もある。事故情報の共有については、TCAでも協議されており、TCAも含めた議論をしていくことが必要である。

○ 事故報告様式について

- ・ 報告様式についてとのことであるが、報告を行う対象範囲についてもこの議論に含まれているのか。
- ・ 報告不要の範囲を拡大するという記載内容に含まれており、具体的な内容は制度化の際に相談したい。

【その他】

○ 事務局より、「検討スケジュール(案)」(資料安作 16-4)に基づき説明。

- ・ 次回作業班は6月11日10時からで、作業班報告書(案)の取りまとめを予定している旨を連絡。